

# 入札説明書

令和7年度メール便運送業務の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
令和7年度メール便運送業務 予定数量33,615個
- (2) 調達役務の規格、品質、性能等  
別添仕様書のとおり
- (3) 調達役務の条件等  
別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 履行場所  
日本国内

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で下記7(2)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。
- (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能である者であること。

## 3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込み  
持参又は郵送により行う。  
提出先：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館12階）  
県総務部法務文書課文書管理班
- (2) 参加申込みの期間  
令和7年1月8日（水）から同月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出書類  
ア 申込書を作成の上、(1)の場所まで、直接持参するか、又は郵送すること。  
イ 上記2(1)に該当することを確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。  
なお、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに取得できていない場合は、下記7(2)の入札開始日時までに(1)の場所に持参すること。  
ウ 上記2(5)に該当することを確認するため、「一般貨物自動車運送事業許可書」の写しを申込書に添付すること。  
エ 上記2(6)に該当することを確認するため、全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能であることが証明できる書類を申込書に添付すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、(2)の期間の最終日とする。

イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年1月29日(水)までに申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、110円切手を貼付けした返信用封筒(定型長3)を申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書及び関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意)を提出すること。

ア 受付期間

令和7年1月9日(木)から同年2月10日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁第2号館12階)

県総務部法務文書課

電話番号 078-362-3063

ウ 提出方法

原則として持参すること。

(2) 回答書は、令和7年2月18日(火)までに申込者にFAXにより通知するとともに、(1)イの受付場所で縦覧に供する。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁第2号館12階) 県総務部法務文書課

(2) 日時 令和7年1月8日(水)から同月22日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室

(2) 日時 令和7年2月19日(水) 午前11時

(3) 上記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。

なお、電子入札及び郵送等による入札は受け付けない。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の様式によるものとし、所定の記載欄に次の金額を記載すること。

ア 地域区分、重量区分ごとの単価

イ 地域区分、重量区分ごとの単価に各区分ごとの予定数量を乗じて得た額

ウ 税抜き送料見込額(イの合計額をいう。以下同じ。)

(3) 落札決定後、役務提供の対価として(2)アの単価に各区分ごとの送付実績数量を乗じて得た額の合計額に

当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払う予定とする契約を締結するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額が(2)ウの税抜き送料見込額となるよう入札書に記載すること。

- (4) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
  - ア 年月日は、入札日時とする。
  - イ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県に届出のものとする。
  - ウ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
  - エ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
  - オ 万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

送料見込額（税抜き送料見込額に100分の110を乗じた額をいう。以下同じ。）の100分の5以上の額を、令和7年2月17日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は、本件入札の参加申込後で令和7年2月19日（水）以前の任意の日を開始日とし、同年3月5日（水）を終了日とする。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、送料見込額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

### (2) 契約保証金

送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## 11 無効とする入札

- (1) 上記2に掲げる一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等上記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の税抜き送料見込額をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお、くじは、入札立会人に引かせることとする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

## 13 入札に関する条件

- (1) 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年3月5日（水）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札で

ないこと。

- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札する場合は、事前に承認された代理人に限り、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次の者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札に参加して(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者
- (10) 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

#### 14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

#### 15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書（ひな形は別添のとおり）に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。  
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

#### 17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

#### 18 調達事務担当部局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館12階）  
県総務部法務文書課  
電話番号 078-362-3063